平成２３年（フ）第５５２号
沖縄県豊見城市字我那覇437番地２
債務者　上原　大輔
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４０号
青森市大字浜田字豊田26番地１
債務者　菊池恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
青森県五所川原市大字広田字榊森51番地16
債務者　山形　　功
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
青森県五所川原市大字広田字榊森51番地16
債務者　山形江美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
青森県五所川原市字川端町81番地　あかつき荘６号
債務者　阿部　昌子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
沖縄県那覇市字大道17番地３　白樺荘305
債務者　比嘉　盛定
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５１号
沖縄県浦添市伊祖４丁目９番２―202号シティヒル伊祖
債務者　名嘉　正順
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７２号
和歌山市西庄784番地の４
債務者　脇淵　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５８号
和歌山県日高郡日高川町大字山野1973番地
債務者　田間　謙二
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５９０号
和歌山県紀の川市名手市場208番地
債務者　井元　敏雄
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
和歌山市源蔵馬場１丁目５番地の４
債務者　山﨑　宏美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
和歌山市船所３番地の21
債務者　谷口　知代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
熊本県玉名郡南関町大字関町171番地１
債務者　植田　宏美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第９６号
熊本県玉名郡南関町大字関町171番地１
債務者　植田ヱミ子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第９９号
熊本県荒尾市大島1096番地
債務者　河野　　敏
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１０３号
熊本県玉名市片諏訪70番地１
債務者　松浦恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１号
熊本県玉名市月田1323番地
債務者　本田　三海
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２３１号
山口県防府市大字下右田1095番地
債務者　森本チサ子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係